

担当：宮原共同事務センター

6月に入り蒸し暑い日が多くなりました。今月は“教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当”について改正内容等をお知らせします。

教員特殊勤務手当とは？？



部活動や野外活動・修学旅行等に従事し、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及びときに支給されるものです。

主な対象職員は・・・

小学校、中学校に所属する主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭等が挙げられます。

■条例の改正内容

平成30年4月より、部活動指導業務に係る特殊勤務手当（第4号）の支給要件の見直しが行われました。週休日等における「2時間以上4時間未満」の部活動指導業務に対しても手当が支給されるようになりました。

↓ 支給額や支給要件は次の通りです ↓

区分	業務の種類	支給額 (日額)	要件
2号	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	5,100円	8時間以上業務に従事したこと (就寝時間は含まない)
3号	人事委員会が定める对外運動競技大会等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	5,100円	週休日又は休日等の場合は4時間以上業務に従事したこと それ以外の日は8時間以上従事したこと (どちらも就寝時間は含まない)
		5,100円	4時間以上業務に従事したこと ※週休日又は休日等に限る
4号	学校管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で ・週休日、休日等 又は ・休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日 に行うもの	新 1,800円	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満
		3,600円	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間以上



☆野外活動や修学旅行の引率

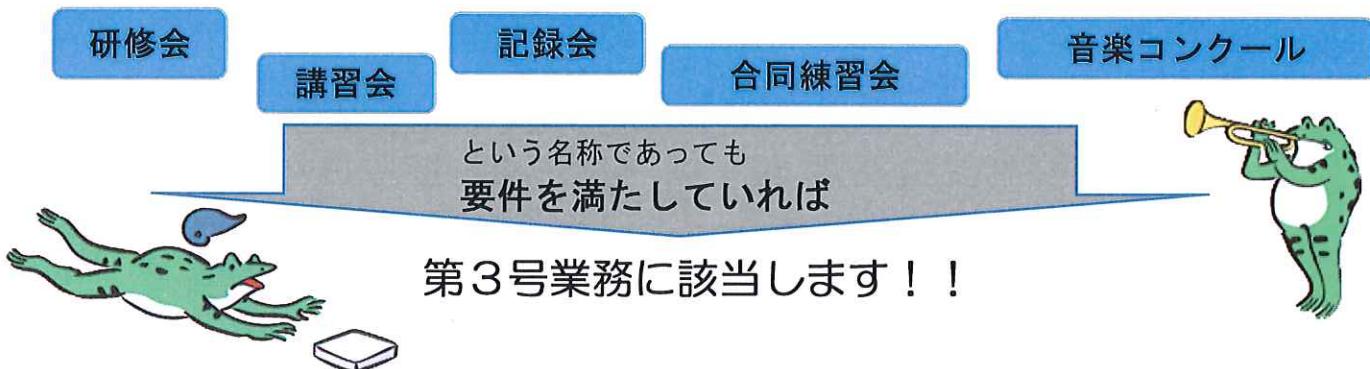
☆部活指導及び大会引率等

を行う際は、必ず事前に計画書を提出しましょう！！

第3号業務の「対外運動競技等」って具体的にどんなもの??

国または地方公共団体 or 市、郡又はこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体又は教育研究団体
が主催・共催するもので、学校教育活動として行われるもの

必ずしも、いわゆる「大会」である必要はなく、試合を行う必要もないとされています。例えば・・・



教員特殊業務従事計画書		教頭	校長
提出年月日	平成 年 月 日	職名	名前 印
期 間	自 平成 年 月 日 () 日 夜		
至 平成 年 月 日 () 日 夜			
用務	<input type="checkbox"/> 修学旅行等（第2号業務） <input type="checkbox"/> 児童・生徒大会引率（第3号業務） 大会名() <input type="checkbox"/> 部活動指導（第4号業務） 部活動名() <input type="checkbox"/> ()		
用務地	<input type="checkbox"/> 本校 <input type="checkbox"/> 場所 () <input type="checkbox"/> 住所 ()	主 催 団体名	<input type="checkbox"/> 本校 <input type="checkbox"/> ()
日 程	日 () 自 : (集合) ~ 至 : (解散・就寝) 日 () 自 : (集合・起床) ~ 至 : (解散) 日 () 自 : (集合・起床) ~ 至 : (解散・就寝)	教頭	校長
<input type="checkbox"/> 別紙のとおり			
教員特殊業務従事報告書		教頭	校長
報告年月日	平成 年 月 日		

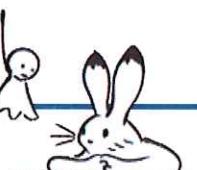
←計画書を書くときの注意！

「提出年月日」は「期間」よりも前の課業日です

用務が3号業務の時は必ず、4号の練習試合の時はできるだけ要項を添付してください
「大会名」等の記入もお忘れなく

用務が終了したら、速やかに（課業日）報告書に記入し提出しましょう！

服務「一問一答」



特別休暇15号（家族の看護等に係る休暇）について

Q. 急な大雨警報によって、子の通学する小学校が臨時に休業となり、その子を世話する必要がある場合、本号の休暇を承認できるか。

A. 感染症の予防のために臨時に休業となる場合のみ本号の休暇を承認できるため、本事例の場合は承認できない。